

令和 4 年

第 2 回 市議会定例会

議案の説明資料



## 議 案 件 目

第 62 号議案	浜松市事務分掌条例の一部改正について	1
第 63 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	3
第 64 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について	4
第 65 号議案	浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び 浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	6
第 66 号議案	浜松市税条例等の一部改正について	8
第 67 号議案	浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険 条例の一部を改正する条例の一部改正について	11
第 68 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	12
第 69 号議案	浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例の廃止 について	14
第 70 号議案	浜松市公園条例の一部改正について	16
第 71 号議案	浜松市駐車場条例の一部改正について	18
第 72 号議案	浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について	19
第 73 号議案	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について	20
報 第 3 号	専決処分の承認について（浜松市税条例の一部改正について）	23



(第 62 号議案の説明資料)

人事課

浜松市事務分掌条例の一部改正について

(提案理由)

デジタルを活用したまちづくりを推進し、市民の利便性向上や社会の諸課題への更なる対応を図るとともに、デジタル分野における全庁統括並びに総合的な企画、推進及び調整を継続して担う組織体制を整備するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

デジタル社会の形成に関する事項を所掌するデジタル・スマートシティ推進部を新たに設置するほか、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行するものです。



(第 63 号議案の説明資料)

市民生活課

浜松市印鑑条例の一部改正について

(提案理由)

印鑑登録証明書の交付において、個人番号カードを活用した市民サービスの向上を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

個人番号カードの交付を受けている印鑑登録者が、区役所等の窓口において、自ら印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合に、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カードの提示による申請を可能とする特例を定めるほか、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

## 浜松市総合体育館条例等の一部改正について

## (提案理由)

スポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、受益者負担水準の統一を図るため、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

なお、今回の改正は、次の直営施設に限り行うものです。

施設区分・施設名称等		利用料金 (円)		改正する条例
		改正前	改正後	
(1) 野球場 (全面利用 2 時間あたり基準単価 1,780 円)				
春野総合運動場	一般	1,180	1,770	浜松市運動広場条例
(2) 運動広場 (全面利用 2 時間あたり基準単価 1,780 円)				
水窪グラウンド	一般	460	690	浜松市運動広場条例
(3) 庭球場 (2 時間あたり基準単価 1,100 円)				
水窪テニスコート	一面につき	460	690	浜松市庭球場条例
(4) 体育館 (2 時間あたり基準単価 720 円)				
龍山健康増進センター	午前 9 時から 午後 6 時まで	500	720	浜松市総合体育館 条例

※表中の利用料金は、利用区分・利用時間区分が複数ある場合は最も標準的なパターンを 2 時間あたりの金額で示したもの

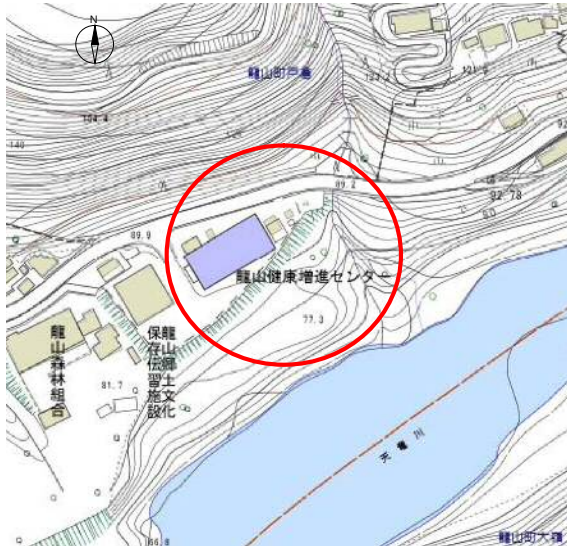
## (施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例によるものです。



(位置図)

●龍山健康増進センター



●水窪グラウンド/テニスコート



●春野総合運動場



浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び浜松市消防団員  
等公務災害補償条例の一部改正について

(提案理由)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）の施行による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和 29 年法律第 91 号）の一部改正に伴い、退隠料等及び消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利の担保提供に係る特例規定を削除するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 特例規定の削除

(1) 浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（第 10 条関係）

退隠料等を受ける権利について例外的に株式会社日本政策金融公庫への担保提供を認めているただし書きを削除するものです。

(2) 浜松市消防団員等公務災害補償条例（第 3 条関係）

傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利について例外的に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫への担保提供を認めているただし書きを削除するものです。

2 経過措置

(1) 退隠料等

改正法の施行の際、現に担保に供されている又は既に担保貸付けの申込みがなされている退隠料等を受ける権利に係る浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の規定の適用については、なお従前の例によるものです。

(2) 傷病補償年金等

改正法の施行の際、現に担保に供されている又は既に担保貸付けの申込みがなされている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利に係る浜松市消防団員等公務災害補償条例の規定の適用については、なお従前の例によるものです。

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市税条例等の一部改正について

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における住宅ローン控除の特例の延長等の措置、固定資産税における貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を行うほか、災害被災者に係る市税の減免についての見直しその他所要の整備を行うため、浜松市税条例及び浜松市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 地方税法改正に伴うもの

(1) 個人市民税（住宅ローン控除の特例の延長等の措置）

ア 改正内容

所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、引き続き当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を、個人市民税から控除するものです。

イ 適用

住宅ローン等を利用して住宅の取得等をし、令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間に自己の居住の用に供した場合に適用するものです。

(2) 個人市民税（上場株式等の配当所得等の課税方式の見直し）

ア 改正内容

上場株式等の配当所得等について課税方式を所得税と一致させるため、規定の整備を行うものです。

イ 適用

令和 6 年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

(3) 固定資産税（課税標準の特例措置）

ア 改正内容

固定資産税における課税標準の特例措置（わがまち特例）を講ずるものです。

対象資産	特例割合
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として指定を受けた土地	3 / 4
下水道法に規定する公共下水道を使用するものが設置した除害施設	4 / 5

イ 適用

令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

2 災害被災者に係る市税の減免規定の整備

(1) 改正内容

市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割について、災害被災者に対する減免規定を新たに設けるものです。

(2) 適用

公布の日以後に発生する災害による減免する市税について適用するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、以下の改正規定はそれぞれ記載の日から施行するものです。

- 1 個人市民税における住宅ローン控除に係る改正規定 令和5年1月1日
- 2 上場株式等の配当所得等の課税方式に係る改正規定 令和6年1月1日



(第 67 号議案の説明資料)

介護保険課  
国保年金課

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

(提案理由)

厚生労働省からの事務連絡（令和 4 年 3 月 1 4 日付）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料及び国民健康保険料の減免申請に対応するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、介護保険料及び国民健康保険料の減免申請の期限を市長が定められる規定について、対象を令和 4 年度分までの保険料に延長するものです。

延長の対象となる保険料は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの期間に納期限が到来するもの（令和元年度分から令和 4 年度分に係るもの。ただし、令和元年度分は 2 月分及び 3 月分に限る。）です。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

## 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

## (提案理由)

本年度から専門医師が加わったことに伴い、浜松市国民健康保険佐久間病院の診療科目名称に「消化器内科」を新たに設けるため、条例の一部を改正するものです。

また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）の一部が改正され、一定規模以上の病院において紹介状なしで受診した患者等から徴収する定額負担の金額が変更されることに伴い、浜松医療センターにおいて当該料金の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

## 1 診療科目名称の変更（第 3 条第 2 項）

浜松市国民健康保険佐久間病院の診療科目名称に「消化器内科」を新たに設けるものです。

名称	診療科目	
	改正前	改正後
浜松市国民健康保険 佐久間病院	内科 精神科 小児科 外科 整形外科 眼科 リハビリテーション科	内科 精神科 <u>消化器内科</u> 小児科 外科 整形外科 眼科 リハビリテーション科

※下線部分が改正箇所

## 2 料金の改定（別表）

別表中、「非紹介患者初診加算料」及び「逆紹介申出患者再診加算料」の料金を改定するものです。

種別	改正前	改正後
非紹介患者初診加算料 （浜松医療センターに限る。）	<u>5,500 円</u> （緊急その他やむを得ない事情がある場合その他市長が定める場合の非紹介患者初診加算料は、徴収しない。）	<u>7,700 円</u> （緊急その他やむを得ない事情がある場合その他市長が定める場合の非紹介患者初診加算料は、徴収しない。）



種別	改正前	改正後
逆紹介申出患者再診加算料(浜松医療センターに限る。)	<u>2,750 円</u> (緊急その他やむを得ない事情がある場合その他市長が定める場合の逆紹介申出患者再診加算料は、徴収しない。)	<u>3,300 円</u> (緊急その他やむを得ない事情がある場合その他市長が定める場合の逆紹介申出患者再診加算料は、徴収しない。)

※下線部分が改正箇所

(施行期日)

この条例は、令和4年7月1日から施行するものです。ただし、2の規定は、令和4年10月1日から施行するものです。

(第 69 号議案の説明資料)

市街地整備課

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例の廃止について

(提案理由)

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業が令和 3 年度をもって完了したことに伴い、条例を廃止するものです。

(改正内容)

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成 1 4 年浜松市条例第 1 0 1 号）を廃止するものです。

(施行期日)

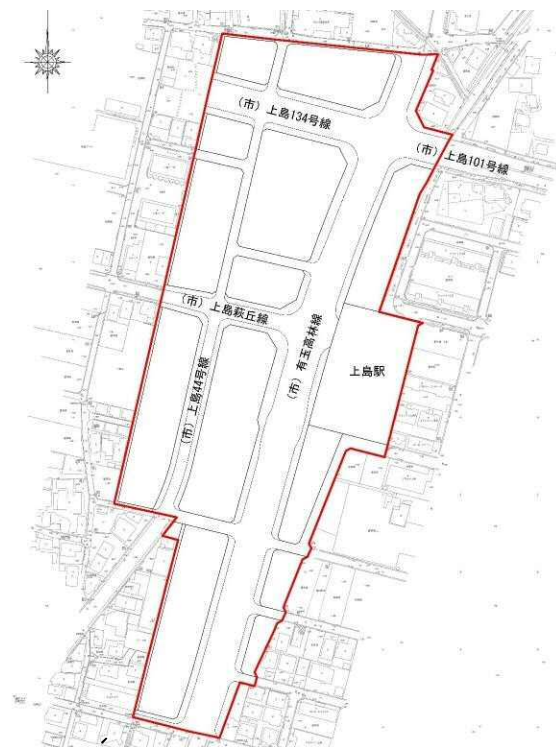
この条例は、公布の日から施行するものです。

(参考)

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業の経緯等

- ・都市計画決定 平成 1 4 年 6 月 1 8 日
- ・事業計画決定 平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日
- ・換地処分公告 平成 3 0 年 2 月 2 日
- ・事業施行年度 平成 1 5 年度から令和 3 年度まで
- ・総事業費 5 9 億円
- ・施行面積 5. 7 h a

(拡大図)



(位置図)



浜松市公園条例の一部改正について

(提案理由)

公園施設内のスポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、受益者負担水準の統一を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

なお、今回の改正は、次の直営施設に限り行うものです。

施設区分・施設名称等	利用料金 (円) (2 時間あたり)		
	改正前	改正後	
運動広場 (2 時間あたり基準単価 1, 780 円)			
佐久間ふれあい運動公園	多目的広場専用利用	580	870

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例によるものです。

(位置図)



浜松市駐車場条例の一部改正について

(提案理由)

老朽化及び耐震性能不足が懸念される新川南駐車場について、駐車場経営戦略に基づき令和 4 年度末をもって廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

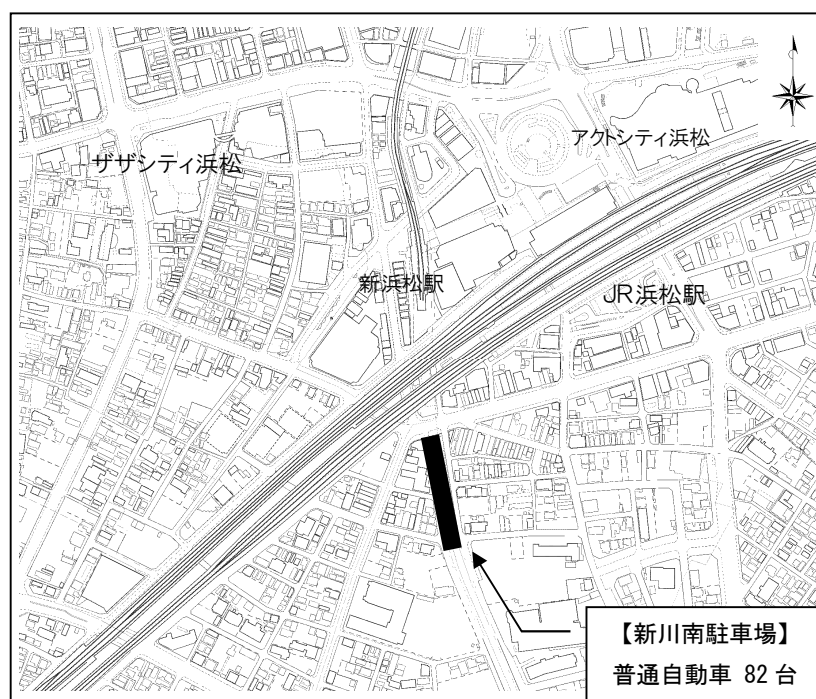
次の駐車場を廃止するものです。

- ・ 名称 浜松市新川南駐車場
- ・ 位置 浜松市中区砂山町 3 5 8 番地の 1 地先

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 5 条第 3 項の規定により発行されている浜松市新川北駐車場・浜松市新川南駐車場・浜松市駅北駐車場共通定期駐車券にあっては、この条例の施行の日以後においても、浜松市新川北駐車場及び浜松市駅北駐車場において、なお従前の例により使用することができるとするものです。

(位置図)



浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について

(提案理由)

道路法（以下「法」という。）第 58 条第 1 項に基づく負担金については、法第 73 条第 2 項の規定に基づき条例の定めにより延滞金を徴収することができることから、これを徴収する所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 延滞金（第 6 条）

原因者負担金に係る延滞金の徴収規定を追加するため、「占用料」の次に「又は法第 58 条第 1 項の規定による負担金」を加えるものです。

2 条例名称の変更

第 6 条の改正に伴い、道路占用料以外の事項についても規定するため、条例名称を「浜松市道路占用料徴収条例」から「浜松市道路占用料等徴収条例」に改めるものです。

3 その他

(1) 経過措置に関すること

改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に納入の通知がされる占用料及び負担金について適用し、同日前に納入の通知がされた占用料及び負担金については、なお従前の例によるものです。

(2) 関連条例の一部改正に関すること

次の条例について、本条例を引用していることから、所要の整備を行うものです。

浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和 39 年浜松市条例第 34 号）、村櫛漁港管理条例（平成 13 年浜松市条例第 33 号）、浜松市法定外道路管理条例（平成 17 年浜松市条例第 30 号）、浜松市下水道条例（昭和 37 年浜松市条例第 21 号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について

(提案理由)

デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 3 5 号）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関し、基本原則を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、市民生活の質の向上及び都市の最適化を図り、もって全ての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 定義（第 2 条）

条例における用語の定義について、「デジタルを活用したまちづくり」を「情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくり」と定義するほか、「情報通信技術を用いた情報の活用」、「市民等」の定義を規定するものです。

2 基本原則（第 3 条）

デジタルを活用したまちづくりを推進するため、相互運用性、多様性・包摂性、プライバシーの保護など 5 つの基本原則を規定するものです。

3 市の責務（第 4 条）

市は、第 3 条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携・協力し、施策を総合的に策定し、実施する責務を有すると規定するものです。

4 市民等の役割（第 5 条）

市民等は、市と連携・協力し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものと規定するものです。

5 基本指針等の策定等（第 6 条）

市長は、第 4 条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針及び計画を策定しなければならないと規定するものです。

6 推進体制（第 7 条）

市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、実効性のあるものとするため、推進体制を整備しなければならないと規定するものです。



(施行期日)

この条例は、令和4年7月1日から施行するものです。



専決処分の承認について（浜松市税条例の一部改正について）

(報告要旨)

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、その一部については4月1日から施行されました。

このうち、一部の改正内容については令和4年4月1日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、条例の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(改正内容)

土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする特別な措置を講ずるもの

(専決処分日)

令和4年3月31日

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行したものです。